

家庭用生ごみ処理機等 購入助成について

平成23年7月以降に購入された、
家庭用生ごみ処理機と家庭用生ごみ処理容器の購入費の一部を助成します。
これは、町内の家庭から排出される生ごみが、ごみ全体の概ね6割程度を占めており、
この生ごみの減量と堆肥化による資源の再利用を進めるために設けられた制度です。

詳細は下記をご覧ください。

この助成制度をご利用いただき、なお一層の環境対策へのご協力をお願いします。

助成 対象者

町内に住所を有している世帯主で、世帯員全員が町税を完納していること。

※団体や事業主は対象となりません。

※毎月20日までに受領した申請書を確認後、翌月10日までに助成金を決定し通知する予定です。

※申請書を確認後、助成金をお支払いできない場合もあります。

※平成23年7月以降、一度助成を受けられた方は対象になりません。(助成数量までは可能)

助成金 対象物

(1)家庭用生ごみ処理機

(生ごみをかくはん・乾燥する処理機で、堆肥化及び減量化する機能を有するもの)

※生ごみを細かく砕いて下水道に流すミキサータイプ(ディスポーザー)は除きます。

(2)家庭用生ごみ処理容器

(微生物を利用して生ごみを発酵分解し、堆肥化する機能を有するもの)

※推奨機器等の指定はしませんので、購入予定の機器が対象になるかどうか不明な場合は下記へ問い合わせをお願いします。

助成金額

(1)家庭用生ごみ処理機 購入金額の1/2までで、上限20,000円

(2)家庭用生ごみ処理容器 購入金額の1/2までで、1個当たり上限5,000円

※消費税及び地方消費税は購入金額に含む

※機器の送料、消耗品は除く

※助成金は、100円未満切り捨て

助成数量

(1)家庭用生ごみ処理機 1世帯1台

(2)家庭用生ごみ処理容器 1世帯2個

請求方法等くわしくは各振興センター及び本庁くらし安全課に配置している「鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付案内書」をご覧ください。

町のホームページからもダウンロードできます。

問合せ先

くらし安全課 小林まで 電話 (0868) 54-2780

